

令和 7 年度
辻堂地区避難所運営委員会 全体会 次第

日 時：2025 年 7 月 22 日（火）
午後 3 時 00 分～4 時 30 分
場 所：辻堂市民センター ホール
アトリエ（ライブビューイングのみ）

- 1 辻堂地区防災拠点本部長あいさつ
- 2 避難所の概要について
- 3 今後の予定について
- 4 その他

以 上

令和7年度
辻堂地区避難所運営委員会 全体会

避難所の概要

2025年(令和7年)7月22日(火)
15:00～16:30
辻堂市民センター ホール
アトリエ

本日のトピック

1. はじめに
2. 避難所開設から閉鎖まで
3. 避難所の開設準備・立ち上げ
4. 避難所の運営
5. まとめ
6. 今後の予定（避難所別 運営委員会）

1.はじめに

共助の取り組みにご協力をお願いします

藤沢市職員は...

全職員は、配備基準に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた部署において指揮命令を受け、**必要な任務を遂行しなければならない。**

→市の職員として、災害時に任務を遂行する責務がある。

※自らの身を守ること（自助）も重要な任務の1つ ※藤沢市地域防災計画より抜粋

地域の皆さまは...

- ・最低3日分（できれば7日分）の備蓄等、**自らで防災対策を行う。**
- ・災害発生時は地域において相互に協力（共助）し、初期消火、救出救助等に**努めるとともに**、避難時は冷静かつ積極的に行動するよう**努める。**

→自助の取組をしつつ、共助の取組について努力義務がある。

※藤沢市地域防災計画より要約

**市の職員の皆さま、必要な任務の遂行と一緒に頑張りましょう！
地域の皆さま、共助の取組の一つとして、避難所の開設、運営にご協力をお願いいたします。**

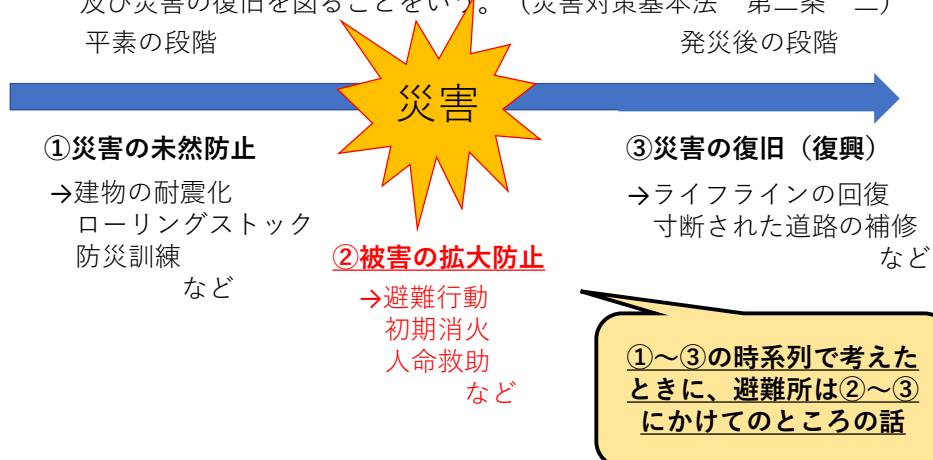
1.はじめに

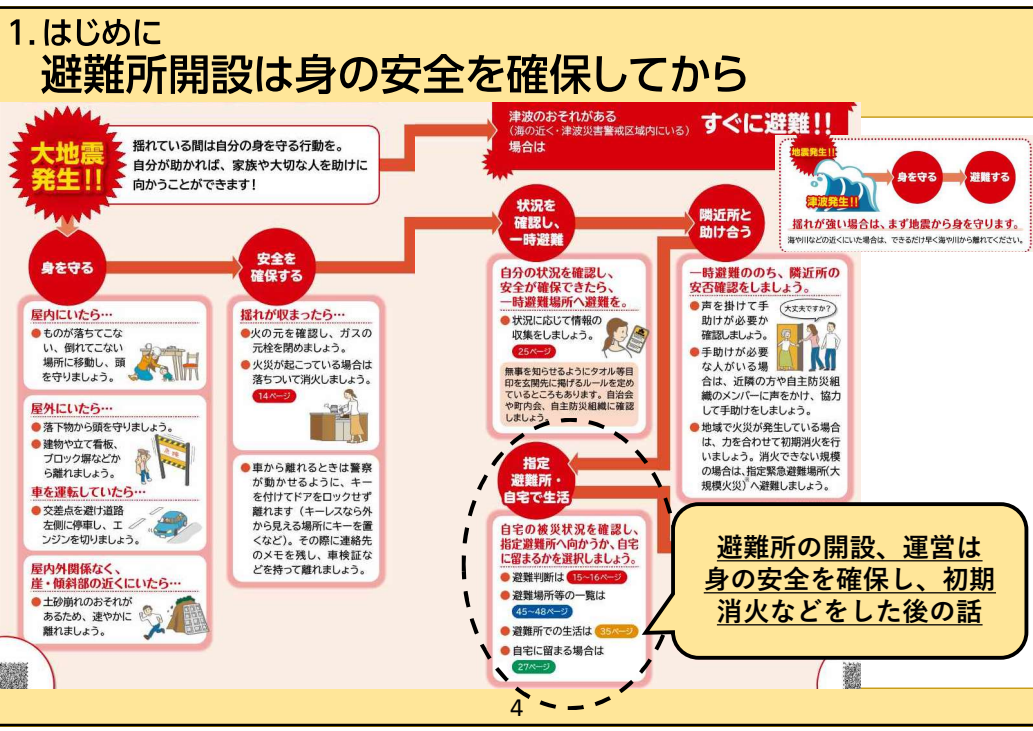
防災のなかでの避難所の位置付け

防災とは...災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。（災害対策基本法 第二条 二）

平素の段階

発災後の段階





1. はじめに
指定避難所と指定緊急避難場所の違い

指定避難所：地震による延焼火災や崖崩れ、津波等危険が去った後、火災や倒壊等によって(避難所) 住宅を失った市民(二次災害の危険がある市民を含む。)が一定の期間、避難生活を送るための施設。

指定緊急避難場所：

今日の説明は指定避難所(避難所)のこと

・洪水・崖崩れ
風水害により家屋の浸水、崖崩れの危険性があり、緊急的かつ一時的に身を守るため避難する施設。

・大規模火災
地震に伴う火災が延焼拡大して地域全体が危険な状態になったとき、避難するための場所。

太字...地区防災拠点本部

名称	所在地	指定緊急避難場所							福祉避難所(一次)
		地震	火山現象	洪水・崖崩れ	ペット	大規模火災	津波	高潮	
辻堂 ハザードマップ M・2・3									
辻堂市民センター【TEL 34-8661】	辻堂西海岸2-1-17			○	○			○	○
辻堂小学校	辻堂東海岸1-17-1	○	○	○				○	○
浜見小学校	辻堂西海岸1-4-1	○	○						○
高砂小学校	辻堂西海岸1-3-1	○	○				○		○
八松小学校	辻堂元町3-1-6	○	○	○	○			○	
湘洋中学校	辻堂東海岸4-17-1	○	○	○	○		○	○	○
高浜中学校	辻堂西海岸1-4-3	○	○	○				○	○
湘南工科大学	辻堂西海岸1-1-25	○	○						○
湘南工科大学附属高等学校	辻堂西海岸1-1-25	○	○						○
湘南工科大学(周辺)	辻堂西海岸1-1-25他					○			
長久保公園	辻堂太平台2-13-35					○			

5

1. はじめに

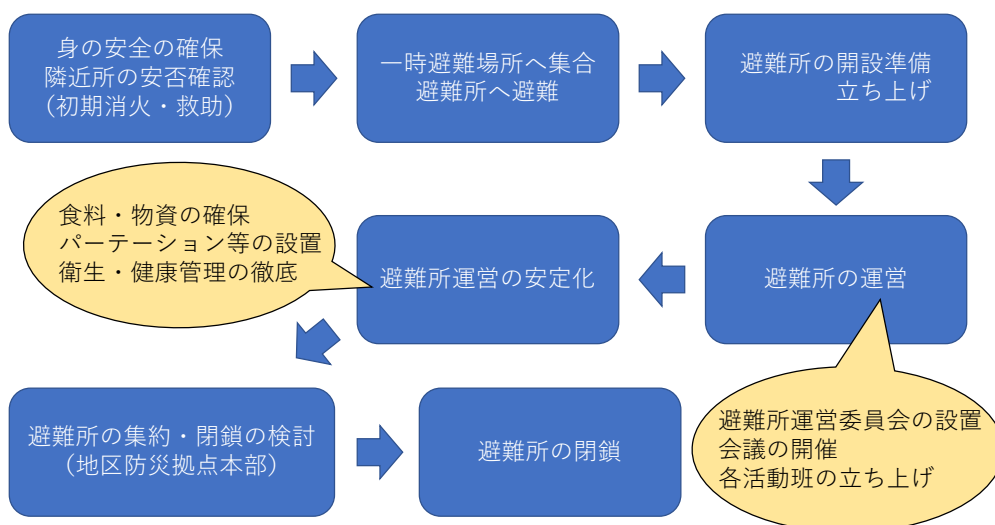
「はじめに」のまとめ

- ・避難所は、職員と地域の皆さまの協力によって成り立つ。
- ・避難所は、被害の拡大を防ぐために開設する。
- ・避難所の開設は、身の安全を確保して初期消火などをした後に始まる。
- ・避難所とは、一時的な避難場所（指定緊急避難場所）のことではなく、住居を失った市民（二次災害の危険がある市民を含む。）が避難生活を送るための施設のこと。

→ 今日はそんな避難所をどのような流れで開設、運営していくのか、ご説明します。

2. 避難所開設から閉鎖まで

全体フロー図



3. 避難所の開設準備・立ち上げ

開設準備から立ち上げまでの流れ

- (1) 防災倉庫の開錠・開設ボックスの搬出
- (2) 建物の安全確認
- (3) 事前受付・受付の設置
- (4) レイアウトづくり
- (5) 事前受付、受付の開始

3. 避難所の開設準備・立ち上げ

(1) 防災倉庫の開錠・開設ボックスの搬出

- ・職員が持っている防災倉庫のカギを使って開錠し、中から開設ボックスを取り出す。
- ・開設ボックスには開設準備の手順書と、開設時に必要なものがまとめて入っている。
- ・職員と開設前の避難所に集まった人たちで、開設準備を進めていく。

3. 避難所の開設準備・立ち上げ

(2) 建物の安全確認

※ここからの開設手順は開設ボックス内の
手順書の中に記載してあります。

- ・ 建物が損傷していないかを調べ、避難所が開設できるかの安全確認を行う。安全確認が終わるまでは、建物の中には入ってはいけない。※貼紙をする。
- ・ 開設ボックスの中にあるチェックリストを使って、外観→内観の順に確認していく。確認は1人で行わず、複数人で行う。
- ・ 建物の安全確認が終わるまで、確認作業をしている人たち以外は建物から離れておき、後から到着した人たちに状況を伝える。

3. 避難所の開設準備・立ち上げ

(3) 事前受付・受付の設置

●事前受付の設置

- ・ 事前受付は、感染症が蔓延するのを防ぐため感染症の疑いがないかを聴取する場所。
- ・ (学校施設から長机を借りて) 看板を設置し、マスクや体温計などの必要な備品を用意する。

●受付の設置

- ・ 受付は、誰が避難してきたのか、氏名等を記入用紙に書き込んでもらう場所。
- ・ 感染症の疑いがある人用の受付と、ない人用の受付をそれぞれの場所に設置。
- ・ (学校施設から長机を借りて) 看板を設置し、記入用紙や筆記用具などの必要な備品を用意する。

3. 避難所の開設準備・立ち上げ

(4) レイアウトづくり①

- ・ 居住スペースを自治会町内会ごとの区画、通路で仕切る。
- ・ 通路は車いすが通行可能な幅1.3m以上が必要。
- ・ ここで作ったレイアウトはあくまでも暫定的なもの。
避難スペース内で避難者の内訳などによって、区画の大小を修正しながら、避難者同士の距離ができるだけ確保できるように、レイアウトは避難所運営の過程で適宜調整する。

3. 避難所の開設準備・立ち上げ

(4) レイアウトづくり②

居住スペースは「避難者居住スペース」、「要配慮者居住スペース」、「専用スペース」の3つに分かれる。

また、居住以外にも食料や物資の保管場所など、それ以外の利用目的に合わせて避難所ごとのレイアウトがあらかじめ定めてある。

※利用目的の例 (避難所となる施設によっては設定できないものもある)

避難所運営委員会運営本部	避難者居住スペース	要配慮者居住スペース	専用スペース	補助犬同伴避難者スペース
事前受付	受付	授乳室・育児室	おむつ交換スペース	情報掲示場所
ごみ置き場	トイレ設置場所	防災備蓄倉庫	食料・物資集積場所	食料・物資配布場所
災害時特設公衆電話設置場所	更衣室	洗濯場所	物干し場所	相談室・面会室
調理・炊き出し場所	テントエリア	緊急車両用駐車場所	ペット避難スペース	救護室

3. 避難所の開設準備・立ち上げ

(5) 事前受付、受付の開始

- ・事前受付及び2か所の受付の設置、レイアウトづくりが完了したら、いよいよ避難所の開設となる。
- ・事前受付ではチェック表を使って、感染症の疑いがないかを確認し、感染症の疑いがある人用の受付と、ない人用の受付に振り分けていく。そして、それぞれの受付では避難者に氏名等を書いてもらう。
- ・受付が済んだ人にはレイアウトに従い各避難スペースへ入るよう伝える。

4. 避難所の運営

運営委員会の設置から安定化まで

- (1) 避難所運営委員会の設置
- (2) 会議の開催
- (3) 各活動班の立ち上げ
- (4) 各活動班の役割
- (5) 避難所運営の安定化

4. 避難所の運営

(1) 避難所運営委員会の設置

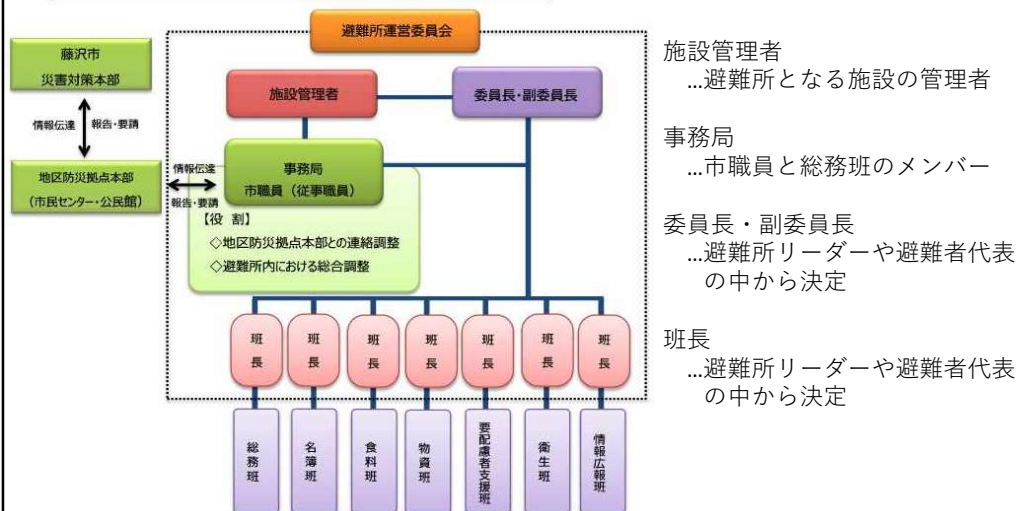
- ・市職員、施設管理者、避難所リーダー、避難者代表を構成員として設置する。

市職員	あらかじめ各避難所への従事を指名された職員
施設管理者	避難所に指定されている施設の管理者
避難所リーダー	自治会町内会、自主防災組織の代表者
避難者代表	避難所に避難した住民の代表

4. 避難所の運営

(1) 避難所運営委員会 体系図

【災害対策本部、地区防災拠点本部と避難所の関係（避難所立ち上げ後）】



4. 避難所の運営

(2) 会議の開催

- ・ (1) のメンバーで会議を開催し、次のことを行う。
共同生活上のルール確認→会議終了後、情報掲示場所に掲載
各活動班への避難者の割り振り
- ・ 初回の開催以降は、各活動班の進捗確認や共同生活上のルールの見直しなどを議題に原則毎日開催し、情報共有しながら必要な対応を考える。

4. 避難所の運営

(3) 各活動班の立ち上げ

- ・ (2) の会議で定めた割り振りにのっとって立ち上げる。
- ・ 活動班は全部で7つ※に分かれ、それぞれ別の役割がある。
※総務班、名簿班、食料班、物資班、要配慮者支援班、
衛生班、情報広報班
- ・ 活動班は日頃のつながりをチームワークで活かせるように自治会町内会単位でまずは割り振りつつ、役割を踏まえて調整する。

4. 避難所の運営

(4) 各活動班の役割 ①総務班

市職員（従事職員）と連携し、避難所運営委員会の事務局的功能を担う。

主に、避難所運営会議の準備や会議録の作成、避難所のルールづくり、ボランティアの要請などを行う。

【全体の流れ】

初動 (災害発生当日)	避難所開設期 (～3日目程度)	避難所運営期 (3日目～)	避難所の 集約・閉鎖期
(1) 避難所運営委員会の事務			
(2) 地区防災拠点本部との連絡調整			
(3) ボランティアの受入			
(4) 総合相談窓口の設置			

4. 避難所の運営

(4) 各活動班の役割 ②名簿班

名簿班は、避難所内外の避難者数の管理や、避難者の状況把握などを行う。

※避難所外の避難者とは、在宅、車中泊、テント泊の中で避難所へ食料や物資の受け取りに来る人を指す。

【全体の流れ】

初動 (災害発生当日)	避難所開設期 (～3日目程度)	避難所運営期 (3日目～)	避難所の 集約・閉鎖期
(1) 避難者の受付（事前受付含む）			
(2) 照会用名簿等の作成			
(3) 避難者が外泊する場合の対応			
(4) 退所者の受付			

4. 避難所の運営

(4) 各活動班の役割 ③食料班

食料班は、避難所で必要な食料の数量を把握し、要請・受入を行うとともに、在庫の管理、避難者への配布を行う。

【全体の流れ】



4. 避難所の運営

(4) 各活動班の役割 ④物資班

物資班は、避難所で必要な物資の数量を把握し、要請・受入を行うとともに、在庫の管理、避難者への配布を行う。

【全体の流れ】



4. 避難所の運営

(4) 各活動班の役割 ⑤要配慮者支援班

要配慮者支援班は、避難している要配慮者の状況を把握するとともに、各ニーズに則した必要な支援を行う。

支援にあたっては、保健師や災害福祉ボランティアなど、専門的な技術や知識を持つ人と連携し、避難所全体で対応する。

【全体の流れ】

初動 (災害発生当日)	避難所開設期 (～3日目程度)	避難所運営期 (3日目～)	避難所の 集約・閉鎖期
(1) 要配慮者の避難状況の把握			
(2) 要配慮者への支援			
(3) 要配慮者への情報提供			
(4) 要配慮者が使用する場所などの検討			
(5) 女性・子どもへの対応			
(6) 外国人避難者への対応			
(7) 福祉避難所（一次）への搬送支援			

4. 避難所の運営

(4) 各活動班の役割 ⑥衛生班

衛生班は、トイレやごみなど、避難生活における生活衛生環境に関する活動を行う。

【全体の流れ】

初動 (災害発生当日)	避難所開設期 (～3日目程度)	避難所運営期 (3日目～)	避難所の 集約・閉鎖期
(1) トイレの確保・衛生管理			
(2) ごみの管理			
(3) 水の管理			
(4) 衛生管理			
(5) ペット飼育の管理			

4. 避難所の運営

(4) 各活動班の役割 ⑦情報広報班

情報広報班は、避難者が必要とする災害や生活再建情報の収集・提供、避難所への安否確認の問い合わせ対応や郵便物の取り次ぎなどを行う。

【全体の流れ】



4. 避難所の運営

(5) 避難所運営の安定化

- ・各活動班のはたらきなどによって、避難所運営を安定させる。
- ・各活動班の班長は、活動状況を取りまとめ、避難所運営委員会で共有し、問題の解決を図る。

5. まとめ

避難所の概要まとめ

- ・避難所は住居を失った市民（二次災害の危険がある市民を含む。）が避難生活を送るための施設のこと、市職員と地域の皆さまの協力によって開設、運営される。
- ・避難所の開設にあたる前に、まずは身の安全を確保して、初期消火などを行う。
- ・避難所の開設は市職員が防災備蓄倉庫から開設ボックスを取り出すところから始まる。開設ボックスには開設の手順や必要なものがまとめて入っている。
- ・避難所の運営は避難所運営委員会が中枢を担う。避難所運営委員会で割り振った7つの活動班がそれぞれの役割を果たすことで避難所機能は徐々に安定化していく。

28

6. 今後の予定（避難所別 運営委員会）

避難所別 運営委員会の開催日程

- ・避難所ごとに避難所運営委員会を開催し、施設見学と開設訓練を併せて実施します。

避難所名称	開催日時	集合場所
辻堂小学校	7月29日（火） 14：00～16：15	図書室
湘洋中学校	7月31日（木） 14：00～16：15	視聴覚室
浜見小学校	8月 1日（金） 14：00～16：15	ランチルーム
高砂小学校	8月 4日（月） 14：00～16：15	理科室
高浜中学校	8月 5日（火） 14：00～16：15	図書室
八松小学校	8月 6日（水） 14：00～16：15	家庭科室
湘南工科大学附属高等学校	調整中	調整中
湘南工科大学	調整中	調整中



ご協力よろしくお願いいたします

29

6. 今後の予定（避難所別 運営委員会）

当日の流れ

1. 自己紹介
2. 避難所ごとの利用予定場所等の説明
3. 避難所となる施設の見学
4. 開設訓練の実施
5. 振り返り

6. 今後の予定（避難所別 運営委員会）

開設訓練の流れ

1. 当日の参加者を A グループと B グループに分ける
2. まずは A グループが開設役、B グループが避難者役となり、事前受付と受付の設置までの手順を行う（制限時間 20 分）。
3. 次に役割を交換し、B グループが開設役、A グループが避難者役となり、2 と同様に行う（制限時間 30 分）。
4. 開設訓練の結果を開設役、避難者役それぞれの視点から振り返り、開設ボックスにある手順の改善を図る。

6. 今後の予定（避難所別 運営委員会）

去年の辻堂小学校開設訓練の様子

開設ボックスを出す様子



手順を確認しながら受付設営



32

6. 今後の予定（避難所別 運営委員会）

過去の振り返りと改善事例（一部抜粋）

- ・ボックスを開けてみて、どこに何が入っているかがわからなかった。
→封筒の表面に入っている書類のサンプルが貼られていた方がよい。
また、使うシーンと紐付いた番号が書類にあるほうがよい。
- ・全体の流れの分かるものがあった方がよい。
→役割分担して開設していくには全体指揮を執る人が必要で、その人のためにも全体のフローチャートが必要。
- ・避難者の視点だと、待機している間に今どこまで進んでいるのかが分からず不安だった。適宜情報共有が必要。
→拡声器をボックスの中に入れて、声掛けが出来るようにする。
- ・避難してきた人にも適宜協力を要請していく必要がある。
→開設に必要な人数の総数が把握できれば、避難してきた人に声をかけて役割を振りやすい。

→ 振り返り結果から改善を重ねていきます。

33